

知的財産権判例ニュース

生田哲郎◎弁護士・弁理士／中所昌司◎弁護士

CM原版について、制作会社・広告代理店ではなく、 広告主が著作権法29条1項の「映画製作者」 に当たると認定された事例

[知的財産高等裁判所 平成24年10月25日判決 平成24年(ネ)第10008号]

1. 事件の概要

本件は、CMの制作会社である原告が、被告会社に対し、原告が制作したテレビCM原版について、被告会社が無断でそのプリント（CM原版のコピー）を作成した旨等を主張し、著作権侵害（テレビCM原版の複製権侵害）等を理由とする不法行為に基づく損害賠償請求として、原告の利益相当額の支払いを求めた事案です。

本件控訴審では、本件CM原版の著作権の帰属の他、原告の「プリント業務を独占的に受注できる権利」の侵害の成否についても争われました。

結論的には、原告ではなく広告主が、本件CM原版の「映画製作者」に該当する旨が認定され、また、原告の「プリント業務を独占的に受注できる権利」は認められなかったため、請求（控訴）は棄却されました。

本判決は、「映画製作者」の認定について参考になり、また、受注者の契約上のリスク管理について、教訓的であるといえます。

2. 争点

① 本件CM原版の著作権の帰属

①-1 本件CM原版が、著作権法の映

画の著作物に該当し、それに関する著作権法の規定が適用されるか否か

①-2 本件CM原版が、職務著作として制作されたものであるか否か

①-3 本件CM原版について、原告が、著作権法29条1項の映画製作者であるか否か

①-4（控訴審で追加された争点）
広告映像に関して、著作権法29条1項の適用が排除されるか否か

②（控訴審で追加された争点）原告と広告代理店間の黙示の合意または慣習法に基づく、原告の「プリント業務を独占的に受注できる権利」を被告が不当に侵害した行為が、被告の不法行為に該当するか否か

3. 原審の判断

（1）本件CM原版制作の特徴について

裁判所は、各争点についての判断に先立ち、前提となる事実を以下のとおり認定しました。

「本件各CM原版という著作物を制作するに当たっては、特に、広告主の意向が重視され、その意向を基に原版制作作業が進められているから、広告主の意向を把握した上で、原版制作作業を指揮できる立場にある者の役割が重要であ

り、また、CMの成否に影響を与えるタレントの手配、広告代理店への説明によりCM制作費の決定を得る手続を行う者の役割も重要であった。したがって、このような役割を一貫して担う者があれば、その者がCM原版の制作、その内容決定に当たっても主導的な役割を果たすものとして作業が進められていった」

（2）争点①-1について

著作権法2条3項には、「この法律にいう『映画の著作物』には、映画の効果に類似する視覚的又は視聴覚的效果を生じさせる方法で表現され、かつ、物に固定されている著作物を含むものとする」と規定されており、この「映画の著作物」に該当する場合、著作権に関する著作権法16条や、著作権の帰属に関する著作権法29条が適用され得ることになります。

この点につき、裁判所は次のように判断しました。

「本件CM原版は、……映像が動きをもって見えるという効果を生じさせる方法で表現され、ビデオテープ等に固定されており、創作性を有すると認めるのが相当である。

そうすると、本件CM原版は、映画の効果に類似する視覚的又は視聴的効

果を生じさせる方法で表現され、かつ、物に固定されている著作物であるから、映画の著作物（著作権法2条3項）であると認められる。……上記のとおり映画の著作物と認められる本件CM原版については、映画の著作物に関する規定に基づいて著作者、著作権者を認定するのが相当である」。

（3）争点①－2について

著作権法15条1項には、「法人その他使用者（以下この条において『法人等』という。）の発意に基づきその法人等の業務に従事する者が職務上作成する著作物（プログラムの著作物を除く。）で、その法人等が自己の著作の名義の下に公表するものの著作者は、その作成の時ににおける契約、勤務規則その他に別段の定めがない限り、その法人等とする」と規定されており、また、著作権法16条には、「映画の著作物の著作者は、その映画の著作物において翻案され、又は複製された小説、脚本、音楽その他の著作物の著作者を除き、制作、監督、演出、撮影、美術等を担当してその映画の著作物の全体的形成に創作的に寄与した者とする。ただし、前条の規定の適用がある場合は、この限りでない」と規定されています。

したがって、15条1項の職務著作に当たる場合には、16条ただし書きにより、著作者に関して、16条本文の規定は適用されないことになります。

裁判所は、次のように判断し、本件CM原版が、原告の職務著作に該当することを否定しました。

「著作者について検討するに、Bは、本件CM原版において、その全制作過程に関与し、CMのコンセプトを定め、出演

タレントを決定するとともに、CM全体の予算を策定し、撮影・編集作業の指示を行っていたのであるから、映画の著作物の全体的形成に創作的に寄与した者（著作権法16条本文）として、本件CM原版の著作者と認めるのが相当である。

……Bが原告の業務に従事する者とは認められない……。また、……テレビCMの放映では広告主の商号等が示されることがあっても広告代理店や制作会社の商号等が示されることはないのが通常であることに照らすと、本件各CM原版が原告名義の下に公表されたものであったとは認められない」

（4）争点①－3について

裁判所は、次のように、原告ではなく、広告代理店または広告主が映画製作者であると判断しました。

「著作権法29条1項は、映画の著作物の著作権（著作者人格権を除く。）は、その著作者が映画製作者に対し当該映画の著作物の製作に参加することを約束しているときは、当該映画製作者に帰属すると定めている。

そして、映画製作者の定義である『映画の著作物の製作に発意と責任を有する者』（著作権法2条1項10号）とは、その文言と著作権法29条1項の立法趣旨からみて、映画の著作物を製作する意思を有し、当該著作物の製作に関する法律上の権利・義務が帰属する主体であって、そのことの反映として当該著作物の製作に関する経済的な収入・支出の主体ともなる者であると解するのが相当である。

これを本件についてみるに、本件CM原版について、その製作する意思を有する（発意）主体としては、広告

代理店か、広告主であると考えられる。

……原告の（受けた）支払の大半を占めるのは、撮影、編集関係の費用である。前記CM原版制作の特徴に照らせば、CM原版制作に当たっては、広告主の意向を反映して企画案を練り、出演するタレントを確保し、最終的に広告会社から確定した企画の了承を得て、制作費を確定させるまでの作業が重要な意味を持ち、そこまでの作業に比較すれば、その後の、撮影、編集の具体的作業が寄与する程度は、相対的に低いものといわざるを得ない。

そうすると、原告は、本件CM原版制作の全体についてこれを請け負って作業をしていたと認められず、その製作過程の部分的な関与にとどまるのであって、原告が……CM原版の映画製作者であるということはできない」

（5）判決の結論

原審は原告の請求を棄却し、これに対して原告は控訴を提起しました。

4. 控訴審の判断

（1）争点①－1について

原審と同様に判断しました。

（2）争点①－2について

おおむね原審と同様に判断しました。

（3）争点①－3について

おおむね、原審と同様に判断しましたが、原審は、「広告代理店または広告主」が映画製作者であると認定したのに対し、控訴審は、「広告主」が、映画製作者であると認定しました。

（4）争点①－4について

裁判所は、次のように判断しました。

「本件CM原版が映画の著作物である以上（当事者間に争いはない。）、その製作目的が、商品の販売促進等であ

ることを理由として、同CM原版について同法29条1項の適用が排除されるところ原告の主張は、その主張自体失当であり、採用の余地はない」

(5) 争点②について

裁判所は、次のように判断しました。

「制作会社が、CM原版のプリント（複製）をする例があったとしても、本件において、広告代理店と原告間に、本件各CM原版のプリント業務について、原告に独占的に発注する旨の黙示の合意が成立していたと認めるに足りる証拠はない。原則としてプリント業務は制作会社に発注するという慣習法が存在すると認めるに足りる証拠もない。したがって、原告が広告代理店に対して本件各CM原版のプリント業務を独占的に受注できる権利を有していたとは認められず、その余について判断するまでもなく、これを前提とした、被告の不法行為も認められない」

5. 考察

(1) 上述のとおり、本判決では、広告主が「映画製作者」（著作権法29条1項）に当たることや、広告映像についても著作権法29条1項が適用されることなどが判示されました。

各争点に対する本判決の判断は、妥当なものであると思われますが、職務著作に該当するか否か、誰が著作権法29条1項の映画製作者に当たるかについては、事案ごとの事情によって異なる可能性があるため注意すべきです。

(2) なお、原告は、本件CM原版の制作時において、その後、CM原版を複製するプリント業務をも受注して、収益を得ることを期待していたのではな

いかと思われます（原告は、本件CM原版の制作費として、広告代理店から一定額の支払いは受けていました）。

しかるに、被告会社が、その後のプリント業務を受注してしまったため、原告は本件訴訟において、著作権侵害や、「黙示の合意または慣習法によるCM原版のプリント業務を独占的に受注できる権利」の侵害を主張して、期待していた利益の回収を図ったものと推察されます。

本判決では、原告に著作権が帰属するとは認められず、また、「CM原版のプリント業務を独占的に受注できる権利」も認められなかったため、原告の請求は棄却されることとなりました。前述のとおり、本件の各争点に対する裁判所の判断は妥当なものと思われます。

もっとも、関連業務も受注できることを期待して最初の業務を比較的低価格で受注することや、発注者がそのような受注者の期待について知っていながら、契約書には明確に記載しないことは、しばしば行われることです。

「一度試しに発注してみて、そこが一番良ければ継続するし、他社のほうが良ければ、もう頼まない」というのは、発注者からすれば、むしろ自然な取引行動ともいえます。

しかし、現実には、受注者が期待していた再契約を得られなかった場合に、法的な紛争に至る例は、少なくないように思われます。

本件のように、当初の受注者が、その受注者に代わって受注した新たな受注者を訴える法律構成としては、著作権侵害や、いわゆる債権侵害のような構成が、一応は考えられます。もっとも、一般的な自由競争の範囲内の行為である限り、債権侵害ないし、本件控訴審で原告が主張した「独占的に受注できる権利」のようなものの侵害が認定されることは、難しいと考えられます。

また、本件訴訟と違い、当初の受注者が発注者を訴える法律構成としては、その後の受注分についての契約が成立していたことを前提とした債務不履行の構成や、契約が成立していないことを前提とした、いわゆる契約締結上の過失の構成が考えられます。

もっとも、これらについても原告である受注者の立証の負担が大きく、請求認容判決を得ることは容易ではないことが多いと思われます。

以上のように、明確に成立していない契約について権利を主張することは、一般に難しいといえます。したがって、代金等の契約条件を決める際に、受注者としては、当該契約後も継続的に受注できるか否かは、明確な契約書を作成しておかない限り、未確定であると認識したうえで、当該契約の受注代金を決定したり、著作権の帰属やその後の受注について契約書に明記しておくことが、リスク管理上は重要であるといえるでしょう。

いくた てつお

1972年東京工業大学大学院修士課程修了。技術者としてメーカーに入社。82年弁護士・弁理士登録後、もっぱら、国内外の侵害訴訟、ライセンス契約、特許・商標出願等の知財実務に従事。この間、米国の法律事務所に勤務し、独国マックス・プランク特許法研究所に在籍。

ちゅうしょ まさし

2003年東京大学大学院修士課程修了（物性物理学を専攻）。技術者として電子部品メーカーに入社。2007年旧司法試験合格。2012年弁理士試験合格。同年カリフォルニア州司法試験合格。